

匝瑳市WEBページバナー広告表現に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 この基準は、匝瑳市のWEBページ（以下「市WEBページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたってのその広告表現について、匝瑳市広告掲載に関する要綱（平成19年匝瑳市告示第74号）、匝瑳市広告掲載基準（平成20年1月17日制定）及び匝瑳市WEBページ広告取扱要領（平成20年1月24日制定）に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) GIFアニメーションなど画像が変化するものの使用

(市WEBページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが市WEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市WEBページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」、「教育相談」等市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが匝瑳市の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第4条 文字色及び背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この基準は、市長の決裁の日から施行する。